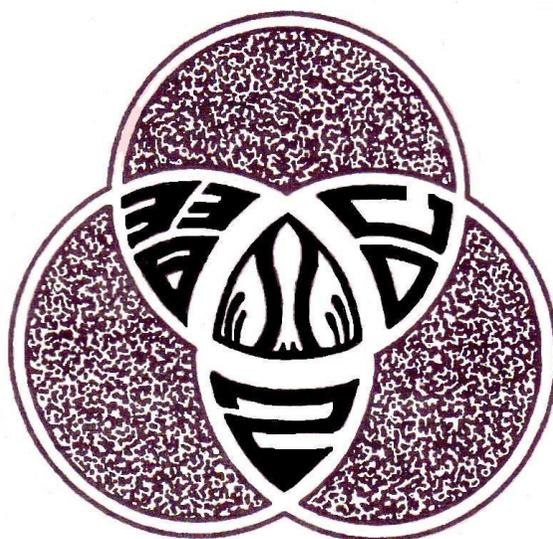


卒業まで保管

会 則



船橋市立習志野台第二小学校PTA

令和5年4月発行

船橋市立習志野台第二小学校PTA会則

第1章 総 則

(名称、事務所)

第1条 船橋市立習志野台第二小学校の父母と教師の会（以下本会という）を同小学校PTAと称し事務所を同校内におく。

(目 的)

第2条 本会は、児童のしあわせのため父母と教師が協力し合い、家庭、学校および地域社会における教育的環境をよくするために必要な諸活動を行うことを目的とする。

(方 針)

第3条 本会は、教育を本旨として自主的に運営される団体であり、次の方針に従って活動する。

- (1) 特定の政党、宗教、その他の干渉を受けず、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (2) 本会の目的に沿う、その他の団体および機関と協力し合う。
- (3) 学校の教育方針に協力し、人事、運営に干渉しない。

(活 動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校と会員の連絡提携に関すること。
- (2) 会員相互の研修および親睦に関すること。
- (3) 校外活動に関すること。
- (4) 教育的環境の整備に関すること。
- (5) 本会および学校事情の広報に関すること。
- (6) 本会の運営および活動に必要な費用の確保と管理に関すること。
- (7) 本会と目的を同じくする団体および機関との連絡、協力に関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要と認められること。

第2章 会 員

(会員の範囲)

第5条 本会は、次の者を会員とする。

- (1) 本校児童の父母またはこれに代わる保護者。
- (2) 本校に勤務する教職員。

(平等の原則)

第6条 本会の会員は、つねに平等の権利と義務を有する。

第3章 役員

(役員の数)

第7条 本会に役員として次の本部役員と会計監査をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名(内1名は教頭)
- (3) 書記 若干名
- (4) 会計 若干名
- (5) 会計監査 2名

(役員を選任)

第8条 役員を選任は別に定める役員選任規則にしたがい、役員選考委員会の推薦する候補者を運営委員会に報告し、通常総会に提案して承認を得る。

- 2. 本部役員、会計監査は他の委員を兼ねることはできない。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任の場合任期は1年とする。

- 2. 役員に欠員が生じたときは役員選任規則(第9条の1)の定めるところにして補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(本部役員任務)

第10条 本部役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
 - (3) 書記は総会および運営委員会の議事を記録し、本部の活動に関する庶務を行う。
 - (4) 会計は本会の会計事務を行う。
- 2. 本部役員は本部役員会を組織する。
 - (1) 本部役員会は本会の会務の執行に関する事項を協議する。
 - (2) 本会は必要に応じて役員任期を満了した者で構成されるOB会を発足する事ができる。

(会計監査任務)

第11条 会計監査は本会の会計を年2回監査し、運営委員会および総会に報告する。

第4章 総会

(総会の開催)

第12条 総会は次のとおりとする。

- (1) 総会は本会最高の決議機関で会員の3分の1の出席をもって成立する。ただし委任状も含まれる。
- (2) 会長は年度初めに通常総会を開くものとする。
- (3) 臨時総会については会員の3分の1以上の要求があった場合及び会長が必要と認めた場合に開催する。
- (4) (3)の場合、会長は要求があった日から30日以内に開くものとする。
- (5) 総会の通知ならびに資料は、総会開催日の5日前までに書面または電磁的方法により会員に配付しなければならない。
- (6) やむを得ない理由により総会を開催できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議することが出来る。
書面審議の場合は全員出席とみなし、委任状に代えて書面表決書の提出とすることが出来る。電磁的方法による提出も認められる。

(総会の決議事項)

第13条 次に掲げる事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 会則の変更。
- (2) 規約の設定、変更または廃止。
- (3) 毎年度の活動計画の設定。
- (4) 毎年度の予算の設定。
- (5) 役員を選任。
- (6) その他運営委員会が必要と認めた事項。

(議長の選任)

第14条 総会の議長は総会に出席した会員の中から会員が選任する。

書面審議の場合議長の選任は不要とする。

(議事)

第15条 総会の議事は総会に出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決めるものとする。

総会の場合、書面による議決権の行使は認められない。

書面審議の場合は全員出席とみなし、書面評決書の提出により議決権の行使が認められる。この場合においては電磁的方法による提出も認められる。

(議事録の作成)

第16条 総会の議事については議事の経過および結果を記載した議事録を作成し、議長と会長が署名しなければならない。

第5章 委員会

(委員会の種類)

第17条 本会の活動を円滑に遂行するため次の委員会、集会をおく。

- (1) 運営委員会
- (2) 学級集会
- (3) 地区集会
- (4) 学年委員会
- (5) 専門委員会

2. 役員選考委員会は役員選任規則によって定める。

(運営委員会)

第18条 運営委員会は総会につぐ決議機関で、次にあげる事項を審議し執行する。

- (1) 本会を運営するための具体的方針の決定に関する事項。
 - (2) 総会に附議すべき事項。
 - (3) 役員の補欠選任。
 - (4) その他会長または運営委員会が必要と認めた事項。
2. 運営委員会は会長、副会長、書記、会計、正副学年委員長、正副専門委員長によって組織する。
3. 運営委員会の開催は会長が必要と認めたときおよび構成員の3分の1の要求があった場合とする。
- (1) 構成員の3分の1の要求があった場合については、10日以内に開くものとする。
4. 運営委員会は構成員の過半数の出席によって成立し、議事は出席した構成員の過半数の同意をもって決す。ただし可否同数の場合は会長が決めるものとする。

(学級集会)

第19条 会員は学級単位に集会を持ち学級活動をすることができる。

2. 学級集会は1~2名の学年委員を互選する。
3. 学級集会は若干名の専門委員候補者を互選する。

(地区集会)

第20条 会員は地区単位に集会を持ち、地区活動をすることができる。

(学年委員会)

第21条 学年委員会は学級担任と協力して学級活動の連絡、調整、運営にあたり各学年の活動について計画立案し、運営委員会の承認を経て執行にあたる。

2. 学年委員会は各学年毎に組織する。
3. 学年委員会は委員長、副委員長を互選する。
4. 学年委員会は前項委員長が主宰する。

(専門委員会)

第 22 条 専門委員会として広報、校外環境、ふれあいの各委員会をおき、それぞれの専門活動について計画立案し、運営委員会の承認を経て執行にあたる。

2. 専門委員会の構成人数は年度毎に運営委員会の承認を得ることとする。

(1) 広報委員会

- ・ P T A 活動の情報提供。
- ・ 会員相互の研修による広報紙を発行する。

(2) 校外環境委員会

- ・ 会員相互の融和と文化的、体育的活動をとおして教養を高める。
- ・ 会員相互の協力のもとに地域活動を推進する。
- ・ 児童の校外生活の指導と安全対策等を行う。
- ・ 地域の環境美化に努める。

(3) ふれあい委員会

- ・ 会員相互の協力のもとに児童、地域社会および目的を同じくする他の団体等とのふれあいの場を設定する。

3. 専門委員会は学級委員若干名によって組織する。

4. 各専門委員会はそれぞれ委員長、副委員長を互選する。

5. 各専門委員会はそれぞれ前項委員長が主宰する。

6. 専門委員会には必要に応じて教職員の顧問をおくことができる。

(特別委員会)

第 23 条 会長が認めた委員会は特別委員会に属する。特別委員会は運営委員会における議決権を持たない他、諸条件が他の委員会と異なる場合がある。

(1) 協力委員会は通常の役員を受けることが難しい会員を対象に、必要に応じて組織する。

(2) 父親委員会は毎年の更新制で希望者によって組織される。役員経歴として換算しない。

(委員会の新設)

第 24 条 会長が必要と認めた場合は、運営委員会の承認を経て別に委員会を設置することができる。新設された委員会が翌年以降も継続される場合は、適切な組織下に組み込まれる。

(公開の原則)

第 25 条 委員会は特別の事由がある場合を除きすべて公開とする。

第6章 会 計

(収入の範囲)

第26条 本会の活動に要する経費は会費とその他の収入をもってあてる。

(会 費)

第27条 会費は一世帯年額3,800円としかつ6学年に在籍する児童は児童一人につき年額1,000円を追加する。会費は銀行自動引き落としとする。ただし事情により減免することができる。

2. 納入された会費は事由の遺憾を問わず返還しない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

1. 本会運営に関する細則および内規は別に定める。
2. この会則は令和5年4月24日から実施する。

役員選任規則

第1条 会則第8条に基づきこの規則を定める。

(役員資格)

第2条 会員でなければ役員になることは出来ない。

(議決)

第3条 役員は総会の議決によって選任する。

2. 第1項の議決は会則第15条の規定にしたがう。

(議事)

第4条 役員を選任に関する議案は役員選考委員長が運営委員会に報告し、通常総会に提案する。

2. 前項の議案は役員選考委員会が推薦した候補者について、作成しなければならない。

(役員選考委員会)

第5条 役員選考委員会の構成および人数は、年度毎に運営委員会の承認を得ることとする。ただし、教職員代表(教頭)1名を含むものとする。

2. 役員選考委員は委員長、副委員長を互選する。

3. 前項委員長は役員選考委員会を主宰する。

(候補者の選考)

第6条 候補者は会員の中から選考しなければならない。ただし本部役員を2年以上経験した場合は候補者になれない。(特別な理由がある場合はこの限りではない)

2. 候補者選考の方法は、運営委員会の承認を経て役員選考委員会が定める。

3. 候補者の選考に関しては、できるだけ会員の意見を聞かなければならない。

4. 候補者決定の経過については漏洩してはならない。

(候補者の内諾)

第7条 役員選考委員会が候補者を推薦する場合は、予めその者の内諾を得なければならない。

(役員の就任)

第8条 役員を選考に関する議案が総会において可決された場合、議長は被候補者にその諾否を確認しなければならない。

2. 被候補者は総会終了時において役員に就任する。

(補欠選任)

第9条 役員に欠員が生じた場合は補欠選任を行わなければならない。

2. 補欠選任は運営委員会において行う。

附1. この規則は令和4年1月18日から実施する。

内 規

- その1 慶弔規定は次のとおりにする。
- (1) 見舞金 5,000 円 (児 童)
但し、30 日以上の長期疾病及び入院の場合
 - (2) 香典 児童 5,000 円
保護者 5,000 円
教職員 5,000 円 (配偶者を含む)
 - (3) 祝金、火事及び災害見舞等上記に該当しない特例
 - ① その都度運営委員会にはかり決定する。
 - ② 急を要するものは会長が判断し決定する
 - (4) この内規による祝金、見舞金は返礼しないものとする。

附1. この内規は平成 30 年 4 月 18 日から実施する。